

納税待ったなし！

〜市町村税徴収強化月間2008冬〜

◆県下一斉の取組

納税の公平と徴収の確保を図るため、11月から12月を「市町村税徴収強化月間」として、栃木県との協働により、全県下一斉に徴収の強化に取り組みます。

税収確保に向けた町での取り組み

納税相談

町税等を納期限内に納めることが困難な方の相談を受け付けています。

納税催告

納期限を過ぎても納付がない方に対し、督促状・催告書等の送付、電話催告、自宅訪問、勤務先訪問を行います。

財産調査

滞納者の財産について、官公署、金融機関、保険会社、通信機関等に対し調査を行います。

給与調査

滞納者の給与を差押するため、勤務先に対し給与の調査を行います。

差押処分

不動産・預貯金や生命保険、給与のほか、自動車などの差押を行います。差押後も納付されない場合、差押財産の公売・取立てを行います。

▼問い合わせ先

⑨ 税務課 納税係 ☎ 9121



この社会 あなたの税が いくっている

11月11日から17日は「税を考える週間」です。

国税庁では、毎年11月11日から17日までの期間を「税を考える週間」として、様々な情報を提供したり、納税者の方からの税務行政に対する意見・要望をお聴きする機会を設けています。

今年も、「IT化・国際化と税」をテーマに、国税庁の様々な取り組みを、

国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) などを通じてご紹介させていただきます。

国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) などを通じてご紹介させていただきます。

◆問い合わせ先

⑨ 宇都宮税務署 ☎ 028(621)2151

国民年金 社会保険料(国民年金保険料) 控除証明書について

●国民年金保険料は、全額が社会保険料控除(非課税)の対象です。

●年末調整や確定申告で国民年金保険料を申告する場合は、「領収証書」や「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」の添付が必要です。

※「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」は、11月上旬に社会保険庁から送付されますので、申告の際まで大切に保管してください。

Q:「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」に記載されている月分以外の保険料を12月31日までの間に納付した場合は、今年分として申告できますか?

A:今年分として申告できます。「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」

に記載されている保険料額に、後から納付した保険料額を合算して申告してください。なお、後から納付した保険料分の「領収証書」に添付する必要があります。

Q:家族の保険料を納付しましたが、控除の対象となりますか?

A:世帯主又は配偶者として、ご家族の国民年金保険料を納付した場合は、納付した人がその保険料を申告することができません。

◆社会保険庁の問い合わせ先窓口

⑨ 控除証明書専用ダイヤル ☎ 0570(070)1117

⑨ (平成20年11月1日〜平成21年3月13日) 平日 午前9時〜午後5時